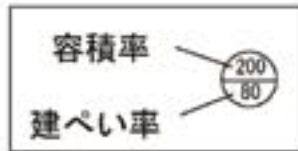


長浜都市計画の「用途地域」と「特別用途地区」が、7月1日に決定されました

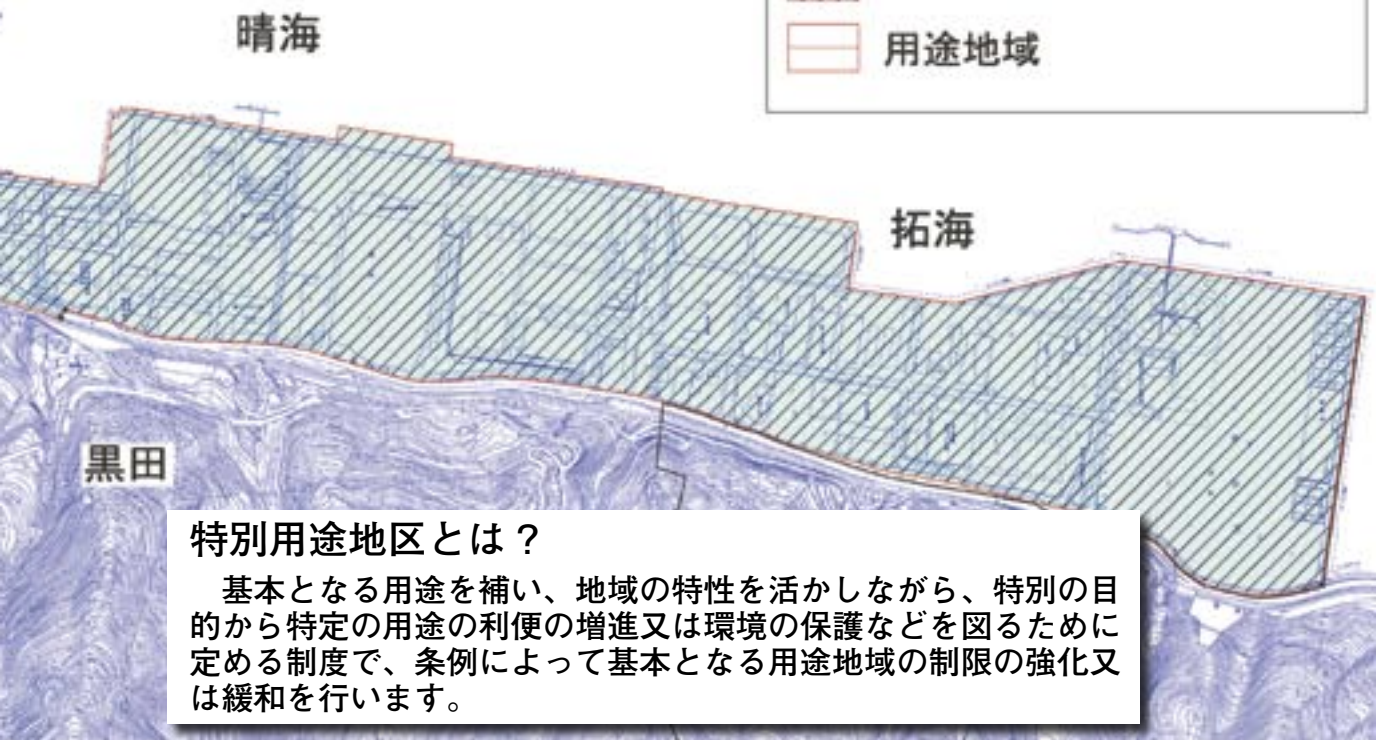
建築確認申請にご注意ください

大洲市では、長浜市街地の用途混在の解消や計画的な土地利用誘導などのため、長浜都市計画「用途地域」と「特別用途地区」の決定に向けた法手続きを進めてきましたが、県知事の同意を受けて、7月1日に、これらの都市計画が決定されました。決定された区域内では、同日以降、これらの都市計画決定に基づく用途制限などの規制が適用されます。

7月1日現在、既に建築確認の許可を受けて工事中の建築物については、これらの都市計画決定に基づく規制は適用されませんが、7月1日より前に、建築確認の許可を受けて



凡 例	
	第一種住居地域 (18.0ha)
	近隣商業地域 (11.8ha)
	商業地域 (3.6ha)
	準工業地域 (33.0ha)
	工業地域 (68.8ha)
	計 (135.2ha)
	特別用途地区 (68.8ha)
	用途地域



特別用途地区とは？

基本となる用途を補い、地域の特性を活かしながら、特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護などを図るために定める制度で、条例によって基本となる用途地域の制限の強化又は緩和を行います。

長浜都市計画

いても、工事に着手していない建築物については、今回の都市計画決定に基づく規制が適用されますので、ご注意ください。

なお、「用途地域」と「特別用途地区」の規制の概要等については、本紙の昨年8月号に掲載していますのでご覧ください。また、市役所都市整備課で、都市計画決定図書を縦覧することもできます。(ただし、休日は除きます。)

詳しいことは、左記までお問い合わせください。

◎ 用途地域と特別用途地区の区域等全般に関するお問い合わせ

・ 市役所都市整備課

☎ 2111

(内線 244・245)

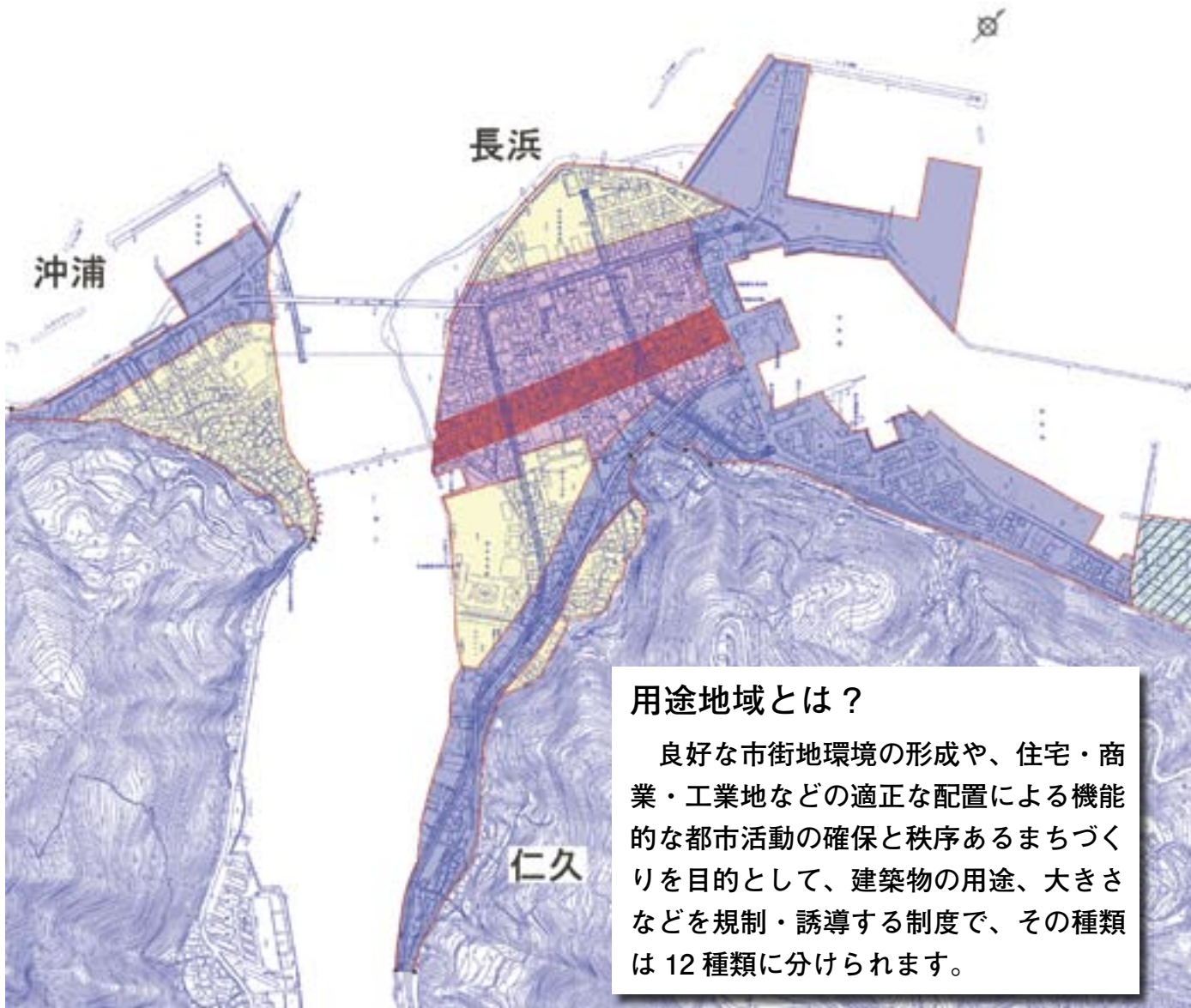
◎ 用途地域と特別用途地区の建築規制に関するお問い合わせ

・ 市役所建築住宅課

☎ 2111

(内線 273・274)

長浜都市計画「用途地域」と「特別用途地区」の決定図

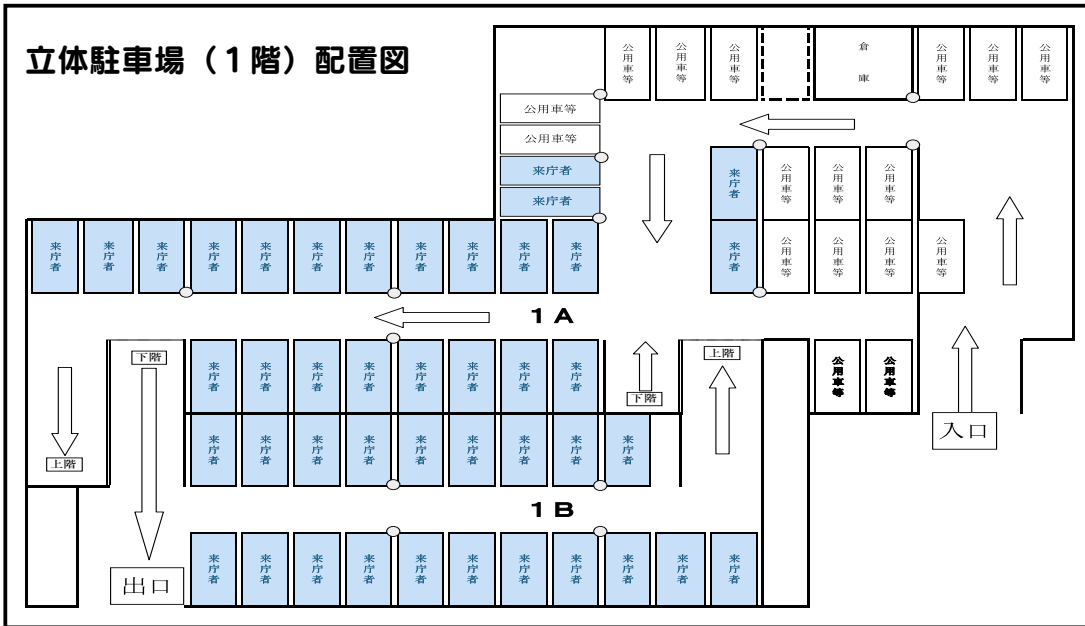


用途地域とは？

良好な市街地環境の形成や、住宅・商業・工業地などの適正な配置による機能的な都市活動の確保と秩序あるまちづくりを目的として、建築物の用途、大きさなどを規制・誘導する制度で、その種類は12種類に分けられます。

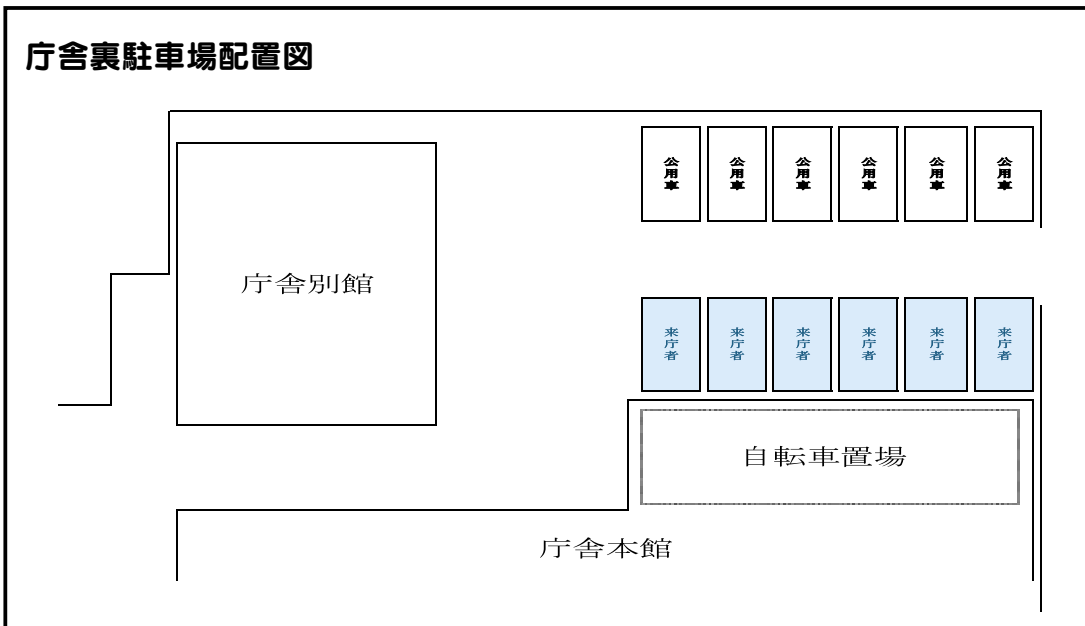
【庁舎立体駐車場】

従来の公用車駐車場（1B）を、来庁者用駐車場といたしました。



【庁舎裏駐車場】

新たに、来庁者用として6台の駐車場所を設けました。



市本庁舎駐車場をご案内します

児童扶養手当現況届
について

(8月1日～8月31日)

受給資格者全員を対象に、児童扶養手当を引き続き受ける要件について確認をします。毎年8月1日の状況を「現況届」で提出しなければなりません。
なお、2年間提出しないと受給資格がなくなりますのでご注意ください。

○手当月額（4月1日現在）

児童1人の場合

全部支給 41,720円
一部支給 41,710円

（9,850円）

なお、児童が2人の場合は、右記金額に5,000円の加算、3人以降はさらに3,000円ずつ加算されます。

問い合わせ先

市役所社会福祉課庶務係

☎ 2111 (内線 184)

長浜支所市民福祉課

☎ 1111 (内線 33)

脇川支所市民福祉課

☎ 2311 (内線 402)

河辺支所市民福祉課

☎ 2111 (内線 153)